

令和2年(行ウ)第455号 持続化給付金等請求事件
被告 国ほか2名

第6準備書面

2022年2月19日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士

平 裕 介



同

弁護士

出口 かおり



同

弁護士

井 桢 大 介



同

弁護士

亀 石 優



同

弁護士

三 宅 千 晶



同

弁護士

福 田 健 治



原告は、本準備書面において、被告国が、新たに策定・給付する「事業復活支援金」においても性風俗関連特殊営業を行う事業者を対象から除外することにより、原告を始めとする同事業者に対する不利益・ステイグマを拡大させ、差別の連鎖を生み、将来の第6波以降のコロナ禍や大震災等においても同種の事業に係る支援金も不給付とされる危険を生じさせていることから、これらの点を主張することで、本件両除外規定や本件両除外規定による本件両給付金を不交付とする取扱いが違憲・違法であることに係る主張を補充する。

1 事業復活支援金というコロナ給付金をも不支給とする別異取扱い

原告は、このたび、持続化給付金及び家賃支援給付金（本件両給付金）と同趣旨ないし同様の目的の新型コロナウイルス感染症対策に関する給付金である「事業復活支援金」（甲48、本件両給付金につき甲1（持続化給付金給付規程2条）・甲2（家賃支援給付金給付規程2条））の対象からも除外された。本件両給付金と同様に、「事業復活支援金給付規程」（令和4年1月24日付け、甲49）10条4号において「性風俗関連特殊営業」を行う者は同支援金を受給できない旨の不給付要件が規定されたのである。

事業復活支援金の目的は、「支援金の給付は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け（中略）、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等（中略）及びフリーランスを含む個人事業者（中略）に対して、2021年11月から2022年3月までの期間（中略）における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える支援金を迅速かつ公正に給付すること」（甲49・第1条）にある。

ゆえに、経済産業省・中小企業庁としては、「性風俗関連特殊営業」を行う事業者は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けても、「事業の継続及び立て直しのための取組を支援」す

べきではない者であると決め、「事業全般に広く使える支援金」の給付対象者とはしない旨の行政決定を行っている。つまり、被告国は、本件両給付金と同じく、事業復活支援金についても、「性風俗関連特殊営業」を行う者とは同支援金を給付する贈与契約（行政契約）を締結しないという旨の規程を設けることで、他の支給対象者となる事業者とは異なる取扱いをしているのである。

なお、事業復活支援金の申請要領（甲50）によると、持続化給付金を受給した者は、申請手続が容易になることで、持続化給付金の場合よりも迅速な給付を受けられる仕組みが採られており、受給資格のある事業者は早期の救済が図られる一方で、原告のように受給資格のない事業者は一切の救済を受けられないという大きな別異取扱いが生じている。

2 原告の不利益・ステイグマの拡大・連鎖

上記のような被告国による別異取扱いは、本件両給付金につき、性風俗関連特殊営業を行う事業者に対しては不給付要件を規程上設けて不支給とするという従前の運用を踏襲したものであると考えられる。現に、被告国は、本件両給付金についても従前の運用を踏襲し、本件両給付金を給付しない旨の行政決定をしているためである。そのため、万が一、本件両給付金の不給付措置が不合理な差別（違憲・違法）ではないということになれば、今後も、同様の別異取扱いが繰り返される蓋然性が高い。

現在日本はコロナ第6波の真最中であるが、近い将来におけるコロナ第7波、第8波、それ以降の「波」の際にも、あるいは、別の変異株やまったく別のウイルスが蔓延した新たな「波」が押し寄せるときにも、被告国は、福祉国家の理念（憲法25条参照）に照らし、事業を営む者に対し、同趣旨の給付金・支援金等を支給する行政決定を行うことになろう。また、新たな大地震や津波による震災により、コロナ禍に準じる、あるいはそれ以上の、非常に大きな被害が再び起こるリスクも災害の多い日本においては否定できず、そのような震災後にも給付金・支援金を支給

する行政決定が行われる可能性がある。しかし、そのような感染症の蔓延、大きな災害においてもなお、性風俗関連特殊営業を行う事業者は、いかにその良心や責任から政府の自粛要請に従おうとも（原告も実際に政府や自治体の「自粛要請」に従った期間がある）、「前例の踏襲」によって、給付金・支援金を受け取れない（そのリスクのある）法的地位に立たされ続けなければならないのだろうか。そうなれば、性風俗関連特殊営業を行う事業者は、単に不合理な差別をされ、政府及び社会からステイグマを植え付け続けられる者、というだけにとどまらず、他の事業者とは異なり、ウイルスや大震災のリスクとそのような災害時においても将来給付金を支給されないリスクという「二重のリスク」を永続的に背負うことになり、これらの不利益やリスクから免れるためには自ら選択した「職業」（憲法22条1項）を止めるしかない、ということになる。いうまでもなく性風俗関連特殊営業を営む事業は、風営法や売春防止法等を遵守することで適法に営業することが認められている「職業」である。また、職業は「各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するもの」（薬事法違憲判決・最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁）である。

これらの不利益やリスクを背負い続けるのか、それとも、個々人一人ひとりの生活の糧として生計を維持する継続的活動であるだけではなく個人の人格的価値の発現する「個性を全うすべき場」であり個人が「誇り」とする「職業」（憲法22条1項）を捨てるのか、という酷に過ぎる二者択一を、日本政府（被告国）が性風俗関連特殊営業を営む事業者に対して迫るという行政決定は、原告を含む性風俗関連特殊営業を営む事業者に重大な不利益や負担を負わせ、精神的にも不安を超えた恐怖感や甚大な苦痛を与えるものといわなければならない。

3 結語

以上に述べたとおり、事業復活支援金制度における性風俗関連特殊営業を行う事業者に対する不支給という運用は、本件両除外規定や本件両除外規定による本件

両給付金を不交付とする本件取り扱いによってもたらされた原告の重大な不利益、ステイグマをさらに拡大させる。そして、本件取り扱いは、事業復活支援金制度における取り扱いと相まって原告の不利益やリスクを増幅させ、それを政府が放置するだけではなく助長し、不利益やリスクを背負い続けるか、それとも個性を全うすべき場としての「職業」を捨てさるかの二者択一を迫るかのごときものであって、そのような行政決定は、あまりに不合理な差別だというほかない。

よって、また、これまでの主張書面でも述べてきたとおり、本件両除外規定は、憲法14条1項に反し違憲であり、また、平等原則に反し、ないし判断過程が不合理であるなど裁量権を逸脱・濫用する違法なものである。ゆえに、本件両除外規定は無効であり、本件両除外規定に準拠した原告に対する本件両給付金の不交付措置も違憲・違法であるから、本件両除外規定がないものとして原告と被告国との間には本件両給付金の給付に係る贈与契約が有効に締結されたというべきであり、原告には本件両給付金が支払われるべきである。

以上